

# 浄水水質試験（検査）結果書

株式会社 ぞっこん四国

様

国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関・登録番号第64号

公益財団法人

愛媛県総合保健協会

〒790-0814

松山市味酒町一丁目10-5

TEL 089-987-8206 FAX 089-987-8256

令和7年10月29日 受付の試料について試験した結果を下記のとおり報告します。

種 別	四国カルスト天然水ぞっこん		受付区分	持込	
採 水 場 所	西予市野村町小松 2 0 6 5 株式会社 ぞっこん四国 西予工場				
採 水 者	株式会社 ぞっこん四国 中山				
採 水 日 時	令和7年10月29日 12時30分				
気 温(°C)	-		水 温(°C)	-	
項 目	結 果	基 準 値	項 目	結 果	基 準 値
一 般 細 菌 (個/mL)	1	100 以下	総トリハロメタン (mg/L)	0.001未満	0.1 以下
大 腸 菌	検出せず	検出されないこと	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.003未満	0.03 以下
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	0.003 以下	プロモジクロロメタン (mg/L)	0.001未満	0.03 以下
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	0.0005 以下	ブ ロ モ ホ ル ム (mg/L)	0.001未満	0.09 以下
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.01 以下	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.008未満	0.08 以下
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.01 以下	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	1.0 以下
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.01 以下	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	0.2 以下
六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	0.02 以下	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.03未満	0.3 以下
亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04 以下	銅及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	1.0 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	0.01 以下	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	2.0	200 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.62	10 以下	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	0.05 以下
フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.05未満	0.8 以下	塩化物イオン (mg/L)	3.4	200 以下
ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.02未満	1.0 以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) (mg/L)	109	300 以下
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	0.002 以下	蒸発残留物 (mg/L)	126	500 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	0.05 以下	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	0.04 以下	ジエオスミン (mg/L)	0.000001未満	0.00001 以下
ジクロロメタン (mg/L)	0.001未満	0.02 以下	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.000001未満	0.00001 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0003未満	0.01 以下	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.005未満	0.02 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	0.01 以下	フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	0.005 以下
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	0.01 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.3未満	3 以下
塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6 以下	p H 値	7.9	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸 (mg/L)	0.002未満	0.02 以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム (mg/L)	0.001未満	0.06 以下	臭 気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.003未満	0.03 以下	色 度 (度)	1未満	5 以下
ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.001未満	0.1 以下	濁 度 (度)	0.1未満	2 以下
臭 素 酸 (mg/L)	0.001未満	0.01 以下		以下余白	
判 定	上記の試験を実施した項目については、水道法による水質基準に適合しています。				
担 当 者	水質検査部門管理者 服部 寛之		理化学的区分責任者 森山 雅弘		生物学的区分責任者 宇都宮 一成
備 考	上記の試験は「水質基準に関する省令」(最終改正令和6年3月)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別表のとおりです。				

